

(別紙)

「子育てサロン 団体利用について」

(1) 利用できる団体

- ①幼稚園、保育所、育児クラブ、子育て支援団体 等
- ②利用人数に関わらず団体として利用する場合は団体扱いとなります。

(2) 利用人数の上限

- ①引率者（保護者等）及び子どもを含めた25名を上限といたします。

(3) 引率者の人数

- ①子ども3人に対して引率者は1名以上となります。
- ②車いす等を利用される身体的障がいのある子どもの場合、他の利用者との事故防止のため、1人に対して引率者は1名となります。

(4) 利用できる日

- ①土日祝日及び休館日を除く平日のみとなります。

(5) 利用できない日

- ①えぼかのイベント、子育てサロンイベントが開催される日
- ②長期休暇期間（夏休み、冬休み、春休み）、ゴールデンウィーク及びその前後

(6) 申請方法

- ①利用を希望される日の1か月前から予約が可能です。仮予約は必ず電話でお願いします。
- ②利用する10日前までに、子ども福祉課へ申請書を提出（紙、FAX、電子メールのいずれか）してください。
- ③申請書には、利用する方の最大人数（子ども、大人含めて25名まで）を記載してください。また、当日人数が減る場合は、子ども福祉課まで電話連絡をお願いします。

(7) 注意事項等

- ①申請をしないで、来館された場合は、大変申し訳ございませんが、ご利用いただけません。
- ②ご利用時には、一般の方の利用もありますので、怪我等おきないよう見守りをお願いいたします。
- ③怪我や事故等における責任は、利用者（団体）の方の責となります。

(8) その他

- ①注意事項等は、ご利用する団体で情報を共有していただくとともに、利用日当日も注意事項などを改めて説明いたします